

## 中津川市新規林業従事者就労支援補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、中津川市が掲げる森の担い手育成構想に基づき、新規林業従事者就労支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、中津川市補助金交付規則(昭和36年中津川市規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者)

**第2条** 補助金の交付対象者(以下「交付対象者」という。)は、中津川市内に事業所を有し、かつ、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条の規定により改善措置の計画の認定を受けた事業主(以下「認定事業体」という。)に新規に就労する林業従事者で、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 前職を含め、林業に従事した期間が3年以下の者であること。
- (2) 定年退職後に再雇用された者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としな

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 中津川市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成23年3月30日決裁)第3条各号に掲げる者

(補助金の額)

**第3条** 補助金の額は、交付対象者が認定事業体に就労した月数に2万円を乗じて得た金額で、一人当たり年間24万円を上限とする。

(交付申請)

**第4条** 補助金の交付を受けようとする者は、新規林業従事者就労支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、補助金の交付を申請しなければならない。

- (1) 雇用証明書又は雇用契約書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

**第5条** 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、申請者に対し、新規林業従事者就労支援事業補助金交付決定書(様式第2号)により通知するものとする。

(就労の中止、休止等の届出)

**第6条** 新規林業従事者就労支援事業補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)

が就労を中止しようとするときは、中止届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 交付決定者が一時的に就労を休止しようとするときは、休止届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により、休止届を提出した交付決定者が就労を再開しようとするときは、就労再開届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

4 交付決定者は、交付期間内に居住地を転居した場合は、転居後1か月以内に住所変更届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（部分払）

**第7条** 交付決定者は、市長が必要と認めるときは、新規林業従事者就労支援事業補助金交付請求書（様式第7号。以下「請求書」という。）に労務日誌等の就労日及び出勤日数が確認できる書類を添えて、部分払で補助金の交付を請求することができる。

（補助金の交付期間）

**第8条** 補助金の支給期間は、交付決定者が第5条の交付決定を受けた日から最長で3年間（前職で林業に従事していた期間を除く。）とする。

（完了報告及び請求）

**第9条** 交付決定者は、補助金交付年度の3月末日までに、完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）請求書

（2）労務日誌等の就労日及び出勤日数が確認できる書類

（補助金の返還等）

**第10条** 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、次条の申請により、病気、災害等のやむを得ない事情があると市長が認めたときは、補助金の返還を免除することができる。

（1）第2条に規定する交付対象者の要件を満たさなくなったとき。

（2）林業への従事を中止し、又は休止したとき。

（3）虚偽その他不正な行為があったとき。

（4）その他市長において補助金の交付を不相当と認めたとき。

（返還免除）

**第11条** 交付決定者は、病気、災害等のやむを得ない事情に該当し、既に交付を受けた補助金の

返還の免除を受けようとする場合は、返還免除申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

#### 附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。